

# おしらせHOTコーナー 案内・催し

## 無料法律相談会

① 5月2日(金) 受付 午後2時〜3時(午後1時30分から整理券を配布)  
 場 東部地域振興ふれあい拠点施設(東武スカイツリーライン春日部駅西口徒歩5分)  
 ※事前予約不要  
 問 埼玉弁護士会越谷支部 ☎962・1188



## 季節展示「端午の節句」

回 4月16日(水)〜5月11日(日) 午前9時〜午後3時45分  
 場 資料館古民家ほか  
 内 五月人形・こいのぼりの展示  
 費 無料  
 問 資料館 ☎997・6666



## 歴史講座

### ① 八潮の観音信仰

市内の観音信仰についての解説と、武蔵国三十三観音霊場総開帳にあたり、県指定文化財大経寺千手観音菩薩立像などを見学します。  
 回 4月16日(水) 午前10時〜(1時間程度)  
 場 八條大経寺観音堂集合  
 内 大経寺観音堂、清勝院新田観音堂

## ② 和井田家住宅修理現地説明会

国指定重要文化財和井田家住宅で長屋門の茅葺屋根の葺き替えなどを見学します。  
 回 4月19日(土) 午前10時30分〜午後2時30分(いずれも1時間程度、雨天決行)  
 場 コミュニティバス和井田家住宅前バス停集合  
 ①②共通  
 持 動きやすい服装、運動靴  
 費 無料  
 ※事前予約不要。見学先に駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。  
 問 資料館 ☎997・6666

## 八潮公民館歴史講座「八潮の歩み」

回 4月24日(木) 午後2時〜3時30分  
 場 八條公民館会議室2  
 内 市内在住・在勤の方  
 講 師 遠藤忠さん(八潮市郷土研究会会長)  
 定 30人(申込順)  
 費 無料  
 回 4月15日から、窓口または電話で八條公民館(☎994・3200、受付 午前9時〜午後5時)へ

## 第3回八潮市民さいかつぼーる大会

回 6月1日(日) 午前9時〜  
 場 エイトアリーナ  
 対 5人以上で構成され、メンバー全員が中学生以上であり、市内在住・在勤・在学の方が1人以上含まれているチーム  
 内 さいかつぼーるの対抗試合(1チーム4試合程度)  
 定 12チーム(申込順)  
 費 1チーム1500円  
 回 4月14日から30日までに、さいかつぼーる大会参加申込書(文化スポーツセンター、エイトアリーナまたは市ホームページで入手)を窓口または

たはアクセスで文化スポーツセンター(☎996・51226、☎996・7129)へ  
 春のスポーツ教室「基礎から始める小学生水泳教室」  
 回 5月9日〜6月27日(毎週金曜日・全8回) 午後7時〜8時30分  
 場 市民温水プール(草加市柿木町163-1)  
 内 市内在住・在学で泳げない、泳ぎが苦手な小学生(必ず保護者が送迎)  
 定 25人(申込順)  
 費 3000円(保険料を含む)  
 回 4月15日から、電話予約のうえ、参加費を添えて文化スポーツセンター(☎996・51226)窓口へ

## ジャズダンス講座(第1期)

① 小学生の部  
 回 5月14日〜8月27日(8月13日を除く毎週水曜日・全15回) 午後6時〜7時  
 ② 一般(中学生以上)の部  
 回 5月14日〜8月27日(8月13日を除く毎週水曜日・全15回) 午後7時30分〜8時30分  
 ①②共通  
 場 八潮メセナ練習室  
 講 師 沖長利典さん  
 定 20人(申込順)  
 費 5000円(保険料を含む)  
 回 4月15日から5月7日までに、窓口または電話で八潮メセナ(☎998・2500)へ

## ボランティアガイドヘルプ講習会

詳しくは、「社協インフォメーション」をご覧ください。  
 回 5月22日(木) 午前10時〜正午・29日(木) 午後1時〜3時(全2回)  
 場 身体障害者福祉センターやすらぎ  
 回 5月12日まで  
 問 身体障害者福祉センターやすらぎ ☎997・8553

# 動物は責任を持って飼いましょう

ペットの増加に伴い、飼育などに関する相談や苦情が増えています。ペットを飼い始める前から正しい飼い方などの知識を持ち、近所や周囲の方に迷惑をかけないようにしましょう。

問 環境リサイクル課 ☎235

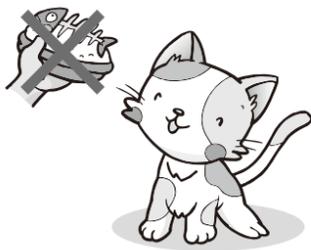
## 散歩のマナーを守りましょう

犬の散歩時のフンは持ち帰り、おしっこは水で流すなど、近所や周囲の方に迷惑をかけないようにしましょう。また、さまざまな危険から犬を守るため、散歩時には必ずリードでつなぎましょう。



## 野良猫にエサを与えないで

野良猫にエサを与えると、多くの猫が集まり繁殖するため、交通事故に遭ったり、病気になるなど不幸な猫を増やすことになります。野良猫にエサを与える場合は、飼い猫として責任を持って飼いましょう。



## ペットを捨てないで

愛護動物を捨てることは、「動物の愛護及び管理に関する法律」により禁止されています。誰かが拾ってくれるという安易な考えはやめて、家族の一員として責任を持って最期まで飼いましょう。



「エサを与えないで」「フン害防止」などの看板を無料で配布していますので、ご活用ください。

# えせ同和行為を排除しましょう

## 【えせ同和行為とは】

個人、企業、行政機関などに対して、同和問題の解決に努力しているように装い「高額な図書購入強要」や「寄付金・賛助金の強請」などの不法、不当な行為や要求をすることをいいます。

えせ同和行為の横行は、その不当な行為により、企業や行政機関のみならず、国民の間に、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因となっています。これは、同和問題解決のために多くの人が積み重ねてきた教育と啓発活動の効果を一挙に覆す許されない行為です。

## 【えせ同和行為は断固拒否しましょう】

えせ同和行為者が、激しい言葉で要求してきても、不当な要求は断固として拒否をし、終始毅然とした態度で対応し、決して妥協はしないことが大切です。

その場しのぎの安易な妥協は相手に期待を抱かせることになり、同和問題の解決を遅らせることとなります。

## 【同和問題とは】

日本の歴史の中で生み出された差別がいまだに残り、「同和地区に住んでいる」あるいは「同和地区に生まれた」という理由で、結婚、就職などの面で差別を受け、憲法が保障する基本的人権が侵害されるという、日本固有の重大な人権問題です。

## 【埼玉えせ同和行為対策強化月間】

本市を含む県東部で構成する埼玉郡市市町では、さまざまな人権問題の解決に向け連携して人権教育・啓発活動を実施しています。

その一環として、毎年4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の解決の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

問 人権・男女共同参画課 ☎811、社会教育課 ☎365